

別紙

おおいた動物愛護センター敷地内清掃等委託業務 仕様書

第1 事業の概要

1 名称

「おおいた動物愛護センター（以下「センター」という。）敷地内清掃等委託業務」

2 履行場所

大分市大字廻栖野3231番地47 おおいた動物愛護センター

3 業務実施体制

「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（平成19年4月2日付け障障発0402001号）における利用者と職員がユニットを組み、企業から請け負った作業を当該企業内で行う支援（以下「施設外就労」という。）として、関係法令・通知等を遵守し、本業務を実施すること。

4 業務日

土曜日、日曜日、祝日、振替休日、年末年始の休日及び8月13日～8月15日（以下「休日等」という。）を除く毎日

5 業務可能時間帯

午前8時30分から午後5時15分までとする。
従事時間としては、休憩時間を除き、1日あたり4時間程度

6 契約期間

令和8年10月1日から令和11年9月30日までとする。（3年間）
※長期継続契約

第2 委託業務内容

1 基本業務（必須）

（1）屋外清掃

- ・屋外の敷地内において、ゴミ・落ち葉拾い・雑草取り等の清掃活動を行うこと（原則として、毎日）
- ・屋外トイレの清掃（原則として、週3日）

- ・センターの指示のもと、敷地内の樹木の剪定等の手入れを行うこと（原則として、年4回（7月、8月、9月、10月））
- ・敷地法面の草刈り（原則として、年6回（5月、6月、7月、8月、9月、10月））
- ・公用車（3台）の洗浄（原則として、月1回）

（２）ドッグラン・広場の芝の手入れ

- ・草刈りを行うこと（原則として、週1回）
- ・水やりを行うこと（原則として、週3回）
- ・施肥、除草剤の散布を行うこと（原則として、年2回（7月、3月））

（３）花壇の手入れ

広場に設置している花壇の水やり及び雑草取りを実施すること（原則として、週2回）

２ 提案業務

以下の例を参考に実施業務を提案（内容、回数等）すること。

（例）

- ・犬・猫の譲渡に向けた人への慣し

センターに収容されている子犬・子猫を対象として、譲渡に向けて社会化を促すことを目的に、だっこ、遊び等を行う。

- ・譲渡会準備補助

毎週日曜日に実施している譲渡会に向けて、犬・猫のブラッシング、配布物品の仕分け等、準備を補助する。

- ・普及啓発品の作成、展示補助

センターが実施するイベントにおいて、センターの設置趣旨を踏まえた啓発品を制作するとともにセンターの指示により展示補助する。

３ その他

- ・業務の実施に当たり、センターの各事業等と十分な調整を図って実施すること。
- ・業務に必要な物品、機械等は事業者負担とすること。

第３ 事業者の責務

- １ 事業者は、契約締結後速やかに責任者を選任し、また、本業務の実施に当たり、協力して業務を行う者がある場合は、センターにその旨を届け出

るものとする。なお、責任者には、委託業務を実施するために必要な能力及び経験を有する自社の者を選任すること。

- 2 事業者は、不測の事態により、定められた期日までに委託業務を完了することが困難になった場合には、直ちにその旨を甲に連絡し、その指示に従うこと。
- 3 事業者は、本業務の過程においてセンターから指示された事項について、迅速かつ的確に実施すること。
- 4 事業者は、本業務を遂行するに当たり、機密情報及び個人情報の保護に十分に注意すること。また、本業務の遂行中に第三者に与えた損害等については、センターの責めに帰すべき事由による場合を除き、事業者が責任を負う。

第4 成果物の使用

制作した展示物等は、県の実施する啓発活動等（センター展示物、ホームページ等への掲載、県が実施する各種講話やイベント等での使用、大分県内における広報媒体での放映、市町村や企業等への貸出）で利用できることとする。

第5 付記事項

事業計画書等の内容について、センターと事業者との協議により修正できるものとする。

第6 その他

- (1) 契約締結後、この仕様書に記載されていない事項が発生した場合及びこの仕様書に疑義を生じた場合には、センターと事業者で協議し、変更内容等について決定するものとする。
- (2) 契約締結後、本業務の執行計画を作成・提示すること。
- (3) 専任の担当者を配置し、センターとの打合せ等に参加すること。
また、電話、メール等にて迅速かつ確実な連絡体制をとること。
- (4) 業務計画等の内容については、センターと委託候補者との協議により、調整を行ったのち、契約を締結する。